

京都府警察通訳人運用要綱の制定について（通達）

〔最終改正 令和2.10.14 例規務第34号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

京都府警察における外国語の通訳及び翻訳を必要とする警察活動を効率的かつ効果的に推進することにより、犯罪のグローバル化と社会の国際化に適切に対応するため、この度、下記のとおりみだしの要綱を定め、平成23年9月1日から実施することとしたから、誤りのないようになされたい。

なお、通訳センターの設置及び運用に関する要綱の制定について（平成2.6.11:2京刑企第435号、2京総第221号、2京務第770号、2京教第487号、2京防第656号、2京外勤第388号、2京公安第116号、2京交企第573号）の例規通達（以下「旧通達」という。）は、平成23年8月31日限り廃止する。

記

京都府警察通訳人運用要綱

1 趣旨

この要綱は、京都府警察における通訳人の運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 指定通訳人 後記3の(3)のアの規定により指定された警察職員をいう。
- (2) 非常勤通訳人 後記4の(1)の規定により任用された者をいう。
- (3) 民間通訳人 後記5の(1)の規定により登録された者をいう。
- (4) 通訳人 指定通訳人、非常勤通訳人及び民間通訳人の総称をいう。

3 指定通訳人の選考、指定等

(1) 指定通訳人候補者の推薦

所属長は、所属職員のうちから、指定通訳人候補者の選考基準（別紙）に該当する警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員を指定通訳人候補者推薦書（別記様式第1）により警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦（教養課長経由）するものとする。

(2) 指定通訳人候補者の選考及び上申

教養課長は、前記3の(1)に規定する推薦があったときは、推薦された指定通訳人候補者を指定通訳人候補者名簿（別記様式第2）に登載し、必要な審査を行い、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議の上、意見を付して本部長に上申するものとする。

(3) 指定通訳人の指定

ア 本部長は、前記3の(2)に規定する上申のあった指定通訳人候補者のうち、指定通訳人として適任と認める者を通訳指定書（別記様式第3）により指定通訳人として指定するものとする。

イ 教養課長は、前記3の(3)のアの規定により指定された指定通訳人について、指

定通訳人指定通知書（別記様式第4）により当該指定通訳人の所属の長に通知するものとする。

(4) 指定通訳人の指定解除

ア 所属長は、指定通訳人の外国語の能力の低下、健康状態その他の理由により指定通訳人の指定を継続することができないと認めるとき、又は警部に昇任した警察官及びこれに相当する一般職員が指定通訳人の指定の解除を希望するときは、指定通訳人指定解除申請書（別記様式第5）により本部長に申請（教養課長経由）するものとする。

イ 教養課長は、前記3の(4)のアに規定する申請があったときは、申請された指定通訳人を指定通訳人指定解除候補者名簿（別記様式第6）に登載し、必要な審査を行い、警務課長と協議の上、意見を付して本部長に上申するものとする。

ウ 本部長は、前記3の(4)のイに規定する上申のあった指定通訳人のうち、指定の解除が適当であると認める者の指定を解除するものとする。

エ 教養課長は、前記3の(4)のウの規定により指定を解除された者について、指定通訳人指定解除通知書（別記様式第7）により当該指定を解除された者の所属の長に通知するものとする。

(5) 推薦に当たっての留意事項

所属長は、指定通訳人候補者の推薦に当たっては、被推薦者の希望及び心情を十分に考慮した上で、高度な外国語の能力を有し、かつ、真に外国語の通訳及び翻訳に関する業務（以下「通訳等業務」という。）並びに外国語の学習に対する意欲を有する者を選出するよう配意しなければならない。

4 非常勤通訳人の任用、身分等

(1) 非常勤通訳人の任用

本部長は、警察活動において必要な通訳等業務及び警察職員に対する外国語の教養を実施するため、高度な外国語の能力を有し、かつ、人格及び見識に優れ社会的信望を有する者を非常勤通訳人として任用することができる。

(2) 非常勤通訳人の身分、任期、勤務条件、退職等

非常勤通訳人の身分、任期、勤務条件等については、会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する要綱の制定について（令和2.10.14：例規務第34号）の例規通達に定めるところによるものとする。

5 民間通訳人の登録等

(1) 民間通訳人の登録

教養課長は、警察活動において必要な通訳等業務に協力が得られると認められる警察職員以外の者を把握したときは、適任と認められる者を民間通訳人として登録することができる。

(2) 民間通訳人の登録解除

教養課長は、民間通訳人が民間通訳人たるにふさわしくない非行のあったときは、登録を解除するものとする。

6 通訳人の運用

(1) 指定通訳人の運用

ア 所属長は、犯罪捜査等の警察活動に際し、外国語の通訳を必要とするときは、原則として自所属の指定通訳人に通訳を行わせるものとする。

イ 所属長は、自所属に当該犯罪捜査等の警察活動を行うために必要な外国語に係る指定通訳人がいないとき、又はやむを得ない事情により自所属の指定通訳人の運用ができないときは、通訳人派遣要請書（別記様式第8）により本部長に通訳人の派遣を要請（教養課長経由。以下同じ。）するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により要請し、事後速やかに通訳人派遣要請書を提出するものとする。

ウ 本部長は、前記6の（1）のイに規定する要請があった場合において、その必要があると認めるときは、当該要請を行った所属以外の所属の指定通訳人を選定し、派遣を命じるものとする。

エ 教養課長は、前記6の（1）のウの規定による命令があったときは、派遣を命じられた指定通訳人の所属の長に通知するものとする。

オ 前記6の（1）のエに規定する通知を受けた所属長は、要請を行った所属に指定通訳人を派遣するものとする。

カ 前記6の（1）のアからオまでの規定は、翻訳の場合について準用する。この場合において、前記6の（1）のア中「外国語の通訳」とあるのは「外国語の翻訳」と、「通訳を行わせる」とあるのは「翻訳を行わせる」と、同イ中「通訳人派遣要請書（別記様式第8）」とあるのは「文書翻訳要請書（別記様式第9）」と、「通訳人の派遣」とあるのは「翻訳」と、同ウ及びエ中「派遣」とあるのは「翻訳」と、同オ中「要請を行った所属に指定通訳人を派遣する」とあるのは「指定通訳人に翻訳を行わせる」と読み替えるものとする。

キ 警部以上の警察官又はこれに相当する一般職員である指定通訳人の運用は、原則として、自所属における外国語の通訳及び翻訳とするものとする。

(2) 非常勤通訳人及び民間通訳人の運用

本部長は、前記6の（1）のイに規定する要請を受けた場合において、指定通訳人を運用することができないときは、教養課長に非常勤通訳人又は民間通訳人の運用を命じるものとする。

(3) 当直の勤務時間帯における通訳要請

所属長は、当直の勤務時間帯（当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第9条に規定する勤務時間をいう。）において、通訳人の派遣を要請する必要があるときは、通訳人派遣要請書により警察本部の当直長（当直に関する訓令第5条第1項に規定する当直長をいう。）を通じて本部長に要請するものとする。

(4) 事前の打合せ

通訳人を要請した所属長は、通訳を実施する前に、取調官と通訳人との間で十分な打合せが行われるよう特に配慮するものとする。

(5) 通訳人の運用結果報告

ア 通訳人を運用した所属長は、通訳人の運用結果を、原則として当該通訳が終了した都度、通訳・翻訳実施結果報告書（別記様式第10）により本部長に報告（教養課長経由）するものとする。

イ 前記6の（5）のアの規定は、翻訳の場合について準用する。この場合において、

前記6の(5)のア中「当該通訳」とあるのは、「当該翻訳」と読み替えるものとする。

(6) 民間通訳人の運用に係る他の都道府県警察等との協力

ア 他の都道府県警察との協力

(ア) 教養課長は、京都府警察による警察活動に関連し他の都道府県警察（以下「他府県警察」という。）管内での通訳人の運用が必要な場合は、当該他府県警察に対し、民間通訳人の紹介、手配及び運用について協力を依頼することができる。

(イ) 教養課長は、他府県警察の警察活動に関連し京都府内における通訳人の運用について協力の依頼があった場合は、当該他府県警察に対し、民間通訳人の紹介、手配及び運用について必要な協力を行うことができる。

イ 公的機関との協力

教養課長は、検察庁、裁判所、皇宮警察その他の公的機関から民間通訳人の派遣の要請があった場合は、民間通訳人の紹介、手配及び運用について、必要な協力を行うことができる。

(7) 非常勤通訳人及び民間通訳人の安全と健康の確保等

非常勤通訳人又は民間通訳人の派遣を受けた所属長は、通訳現場における安全と健康を確保するため必要な措置を講じるとともに、通訳又は翻訳の終了後は、通訳謝金等の支払いに関する必要な手続を迅速かつ適切に行うものとする。

7 教養

(1) 教養課長は、指定通訳人に対して、通訳等業務に必要な知識、技能及び外国語の能力の向上のため、定期的に教養を実施するものとする。

(2) 指定通訳人が属する所属の長は、前記7の(1)に規定する教養に指定通訳人を積極的に参加させるものとする。

(3) 教養課長は、前記4の(1)の規定により新たに採用された非常勤通訳人及び前記5の(1)の規定により新たに登録された民間通訳人に対して、通訳等業務を通じて知り得た事項についての保秘、刑事手続その他の通訳等業務に必要な基本的知識についての教養を実施するほか、必要に応じ、通訳等業務に必要な知識の向上のための教養を実施するものとする。

(4) 所属長は、指定通訳人の積極的な運用及び通訳等業務について、所属職員に対し必要な教養を行うものとする。

8 専決

この通達に規定する本部長の事務のうち、前記6に定める通訳人の運用に係る事務については、教養課長に専決させることができる。

9 その他

(1) この例規通達に定めるもののほか、通訳人の運用等に関する必要な細部事項は、教養課長が別に定めるものとする。

(2) この例規通達の実施の際現に旧通達に基づき指定された通訳人指定者及び登録された民間通訳人は、この例規通達に基づく通訳人とみなす。

別紙

指定通訳人候補者の選考基準

項 目	基 準 内 容
実務経験年数	1年以上の実務経験年数を有すること。
語学能力	別に定める外国語の能力の基準に達していること。
外国語の学習等に対する意欲	<ul style="list-style-type: none">○ 外国語の学習に対する高い意欲を有すること。○ 通訳等業務に対する高い関心及び意欲を有すること。○ 長期にわたり通訳等業務に従事する意欲を有すること。

別記

様式第 1

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(教養課長)

第 号
年 月 日
(所属長)

指定通訳人候補者推薦書

語				
ふりがな 氏 名			課 (係)	
			階 級	
生年月日	(歳)		職員番号	
拝命年月日			初補科卒業年月日	
語 学 資 格	言語種別	資格名・級・スコア等		取得年月日
被推薦者 (本人) が指定を希望する理由				
所属推薦理由				
京メールアドレス			携帯電話番号	

年 月 末日 廃棄

指定通訳人候補者名簿

番号	言語 種別	所属・係 階級・氏名・生年月日	拝命年月日	最終学歴	語学学習歴・留学経験等	教 養 課 長 意 見

通 訳 指 定 書

階級

氏名

の通訳人に指定する。

年 月 日

京都府警察本部長

警視監

様式第 4

年 月 末日 廃棄

殿

第 号
年 月 日
教 養 課 長

指定通訳人指定通知書

	言語種別	所 属	階 級	氏 名	指定年月日
1					年 月 日
2					年 月 日
3					年 月 日
4					年 月 日
5					年 月 日

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(教養課長)

第 号
年 月 日
(所属長)

指定通訳人指定解除申請書

1	氏 名				解除希望言語	
	階 級		課 (係)		職員番号	
	解除を希望する理由	<input type="checkbox"/> 外国語の能力の低下 <input type="checkbox"/> 健康悪化 <input type="checkbox"/> 家庭事情 <input type="checkbox"/> 警部〔又はこれに相当する一般職員〕に昇任 <input type="checkbox"/> その他				
	具体的な解除希望理由					
2	氏 名				解除希望言語	
	階 級		課 (係)		職員番号	
	解除を希望する理由	<input type="checkbox"/> 外国語の能力の低下 <input type="checkbox"/> 健康悪化 <input type="checkbox"/> 家庭事情 <input type="checkbox"/> 警部〔又はこれに相当する一般職員〕に昇任 <input type="checkbox"/> その他				
	具体的な解除希望理由					

注 該当する□にレ印を付すること。

担当

警電

様式第7

年 月 末日 廃棄

殿

第 号
年 月 日
教 養 課 長

指定通訳人指定解除通知書

	言語種別	所 属	階 級	氏 名	解除年月日
1					年 月 日
2					年 月 日
3					年 月 日
4					年 月 日
5					年 月 日

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(教養課長)

第 号
年 月 日
(所属長)

通訳・翻訳実施結果報告書

通 訳 人	<input type="checkbox"/> 指定通訳人 (所属：)		氏 名	使用外国語
	<input type="checkbox"/> 非常勤通訳人 <input type="checkbox"/> 民間通訳人			
通 訳 ・ 翻 訳 実 施 結 果	実施日	実施時間帯		実施時間
	月 日	時 分～ 時 分	時間 分	
	月 日	時 分～ 時 分	時間 分	
	月 日	時 分～ 時 分	時間 分	
	月 日	時 分～ 時 分	時間 分	
	月 日	時 分～ 時 分	時間 分	
(フリガナ) 外国人氏名				性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生 年 月 日	年齢			
国 籍		在留資格		
事 案 名 (翻訳内容)				
用 務	<input type="checkbox"/> 逮捕 <input type="checkbox"/> 取調べ <input type="checkbox"/> 捜索・差押 <input type="checkbox"/> 事情聴取 <input type="checkbox"/> 引当り <input type="checkbox"/> 現場見分 <input type="checkbox"/> 犯行再現 <input type="checkbox"/> 警察相談 <input type="checkbox"/> 翻訳 <input type="checkbox"/> その他 ()			
通訳要請所属 担当者	所属 (課・係)	階級・氏名	警電	

注 該当する□にレ印を付すること。